

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<b>事前教示に関する照会書（C-1000）</b>	<b>事前教示に関する照会書（C-1000）</b>
<p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>「<u>非公開期間の要否</u>」欄については、本回答書は関税分類の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の<u>要・否のうち要</u>を○で囲む。</p> <p>「<u>非公開理由</u>」欄については、「<u>非公開期間の要否</u>」欄において要とした場合、例えば、新規輸入商品のため、成分割合に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。</p> <p>「<u>非公開期間</u>」欄については、「<u>非公開期間の要否</u>」欄において要とした場合、同欄の（　）内に具体的な非公開期間を記載する。この場合において、記載できる非公開期間は180日を超えないものとする。</p> <p>「<u>続 - 補足説明 : 要求・提出、枚</u>」欄については、「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式（A4版））が添付されている場合、補足説明を要求した場合又は補足説明書が提出された場合に、それぞれ該当する項目を○で囲み、添付又は提出された枚数を記入する。</p> <p style="text-align: center;"><b>事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-2）</b></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>「<u>照会貨物に係る事前教示実績の有無及び類似貨物に係る輸入実績の有無</u>」欄には、当該照会に係る貨物につき、從前に他の税関に事前教示を求めた事実の有無、関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示を求めた事実の有無及び参考となる当該貨物に類似する貨物の輸入実績並びにその概要を記載する。</p> <p>なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の製法等」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「<u>照会貨物の説明（関係する国における加工、製造に関する事項等）</u>」欄には、当該照会に係る貨物の関係する国における製造、加工及び当該国における原料並びに製品のHS番号等で、照会事項である当該貨物の原産地を認定するために必要なものを具体的に記載する。</p> <p>なお、複雑な製造工程図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要</p>	<p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>「<u>公開の可否</u>」欄については、本回答書は関税分類の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の<u>可・否のうち否</u>を○で囲む。</p> <p>「<u>非公開理由</u>」欄については、「<u>公開の可否</u>」欄において否とした場合、例えば、新規輸入商品のため、成分割合に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。</p> <p>「<u>非公開期間</u>」欄については、「<u>公開の可否</u>」欄において否とした場合、同欄の「（　）ヶ月 無期限 他（　）」のいずれかを○で囲み具体的な非公開期間を（　）内に記載し非公開期間を指定する。</p> <p>「<u>続 - 補足説明 : 要求・提出、枚</u>」欄については、「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式（A4版））が添付されている場合、補足説明を要求した場合又は補足説明書が提出された場合に、それぞれ該当する項目を○で囲み、添付又は提出された枚数を記入する。</p> <p style="text-align: center;"><b>事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-2）</b></p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>「<u>照会貨物に係る事前教示実績の有無</u>」欄には、当該照会に係る貨物につき、從前に他の税関に事前教示を求めた事実の有無及び関税率表適用等に関する事前教示を求めた事実の有無及びその概要を記載する。</p> <p>なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の製法等」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「<u>照会貨物の説明（関係する国における加工、製造に関する事項等）</u>」欄には、当該照会に係る貨物の関係する国における製造、加工及び当該国における原料並びに製品のHS番号等で、照会事項である当該貨物の原産地を認定するために必要なものを具体的に記載する。</p> <p>なお、複雑な製造工程図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。	と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。
「原産地認定に関する意見」欄には、照会者が当該貨物の一般特恵税率、協定税率又は経済連携協定に係る特恵税率の適用に関し、原産地について意見を有する場合に、当該意見の内容（根拠を含む。）を記載する。	「原産地認定に関する意見」欄には、照会者が当該貨物の一般特恵税率、協定税率又は経済連携協定に係る特恵税率の適用に関し、原産地について意見を有する場合に、当該意見の内容（根拠を含む。）を記載する。
「非公開期間の要否」欄については、本回答書は原産地の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の <u>要・否</u> のうち <u>要</u> を○で囲む。	「 <u>公開の可否</u> 」欄については、本回答書は原産地の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の <u>可・否</u> のうち <u>否</u> を○で囲む。
「非公開理由」欄については、「 <u>非公開期間の要否</u> 」欄において <u>要とした場合</u> 、例えば、新規輸入商品のため、成分割合に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。	「 <u>非公開理由</u> 」欄については、「 <u>公開の可否</u> 」欄において <u>否とした場合</u> 、例えば、新規輸入商品のため、成分割合に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。
「非公開期間」欄については、「 <u>非公開期間の要否</u> 」欄において <u>要とした場合</u> 、同欄の（　）内に具体的な非公開期間を記載する。この場合において、記載できる非公開期間は180日を超えないものとする。	「 <u>非公開期間</u> 」欄については、「 <u>公開の可否</u> 」欄において <u>否とした場合</u> 、同欄の「（　）ヶ月 無期限 他（　）」のいずれかを○で囲み具体的な非公開期間を（　）内に記載し非公開期間を指定する。
(省略)	(同左)
事前教示に関する照会書（関税評価照会用）(C 1000 6)	事前教示に関する照会書（関税評価照会用）(C 1000 6)
1～8 (省略)	1～8 (同左)
9 「 <u>非公開期間の要否</u> 」欄には、税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）（関税評価回答用）の公開について、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合等、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には「 <u>要</u> 」に <u>を</u> 付け、「 <u>非公開理由</u> 」欄にその理由を記載したうえ、「 <u>非公開期間</u> 」欄に 180 日を超えない期間内で具体的な非公開期間を記載する。	9 「 <u>公開の可否</u> 」欄には、税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）（関税評価回答用）の公開について「 <u>可</u> 」「 <u>否</u> 」のいずれかに <u>を</u> 付け、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合等、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には、「 <u>非公開理由</u> 」欄にその理由を記載したうえ、「 <u>非公開期間</u> 」欄の（　）ヶ月 他（　）のいずれかに <u>を</u> つけ、具体的な非公開期間を記載する。
10 (省略)	10 (同左)